



令和2年3月31日起訴、令和2年3月13日勾留
令和2年6月15日起訴、令和2年5月28日勾留

準抗告及び裁判の執行停止申立書

令和2年12月28日

東京地方裁判所 殿

東京地方検察庁

検察官 検事 加藤 和 宏

被告人 相嶋静夫 に対する 外国為替及び外国貿易法違反 被告事件につき、令和2年12月28日、東京地方裁判所裁判官鏡味薫がした保釈許可決定に対し、下記のとおり準抗告を申し立て、併せて上記裁判の執行停止を求める。

記

第1 申立ての趣旨

- 1 被告人については、保釈を許すべからざる理由があることが明らかであるのに、保釈を許可したことは判断を誤ったものであるから、上記裁判の取消しを求める。
- 2 保釈許可の裁判により直ちに被告人を釈放するときは、本件準抗告が認容されても罪証を隠滅するおそれ大であるので、本件準抗告の裁判があるまで保釈許可決定の裁判の執行停止を求める。

第2 理 由

別紙のとおり。



第1 事案の概要等

本件は、被告人が、顧問を務める被告会社の業務に関して、同社の幹部である共犯者2名と共謀の上、経済産業大臣の許可を受けずに、規制対象となる噴霧乾燥器の仕様について定める、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」という。）2条の2第2項5の2の

イ 水分蒸発量が1時間当たり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの

ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるものという3要件（以下「貨物等省令3要件」という）に該当する噴霧乾燥器を、中国及び韓国に輸出したという事案であるところ、以下のとおり、弁護人の申立は不相当であり、却下すべきであったのに、保釈を許可した原裁判はその判断を誤ったものである。

第2 刑事訴訟法89条4号に該当する事由があること

1 本件事案の性質及び内容等

噴霧乾燥器については、平成25年の改正により新たに規制対象となったものであるところ、被告会社は、噴霧乾燥器のリーディングカンパニーとして、同改正過程で経済産業省による調査を受けたが、その中で、被告人は、共犯者らと協議等しつつ、経済産業省と折衝等を行い、貨物等省令3要件について自社の噴霧乾燥器が規制対象とならないよう、規定文言や要件の緩和に関する要望を行うなどしていた。

そして、貨物等省令3要件が制定された後は、被告人は、自社の噴霧乾燥器が同3要件に該当することを認識しながらも、共犯者2名と協議して自社噴霧乾燥器が同3要件に該当しないとして経済産業大臣の許可を得ることなく輸出する旨の会社方針を決定し、部下等にこれを指示し、本件各犯行を敢行したものである。

このように、本件は、噴霧乾燥器のリーディングカンパニーである被告会社において、会社ぐるみで敢行された犯行として、社会に与えた衝撃や影響も大

きいものであったのであり、被告人らが本件により処罰されることとなれば、被告会社の経営にも重大な影響を及ぼす可能性が極めて高いものである。

2 本件の主要な争点等

- (1) 現時点での弁護人の予定主張記載書面における主張や保釈請求書における意見等に鑑みれば、本件の事実認定レベルでの主要争点は、本件噴霧乾燥器の客観的性能と被告人らの認識及び共謀の成否といえる。

そして、検察官は、かかる争点に関し、まず、本件噴霧乾燥器の客観的性能については、各種実験の結果やデータ等に加えて、被告会社従業員らの供述により立証する予定である。

また、被告人らの認識については、被告会社と経済産業省との折衝経緯等が要件該当性に対する被告人らの認識の有無・程度を裏付ける重要事実となることから、これらの経緯への被告人の関与、被告会社内での協議状況等を、電子メールや会議録などの客観証拠のほか、経済産業省関係者及び共犯者を含む被告会社関係者の供述等により立証する予定である。

そして、被告人と共犯者2名との間の共謀の成立については、社内での電子メールや会議録等もさることながら、当然、捜査段階における被告人及び共犯者2名の供述により立証する予定である（被告人及び共犯者2名は、逮捕後は否認ないし黙秘に転じたが、逮捕前の取調べにおいては、要件該当性及びその認識を概ね認めていた。）。

しかるに、弁護人は、本件噴霧乾燥器の客観的性能に関する各種報告書や、専門家の供述調書等に加え、経済産業省関係者及び共犯者を含む被告会社関係者の供述調書等を不同意としている。

弁護人が前記各関係者等の供述調書等を不同意としているため、主要争点か否かに関わらず、公訴事実等につき立証責任を負う検察官としては、これらの者の証人尋問を実施することになる。

- (2) なお、弁護人は、公判前整理手続（打合せ）の場や、保釈請求書において、貨物等省令3要件のうち、「ハの法的解釈」とその解釈との関係で本件噴霧乾燥器が本件客観的性能を有するか否かの客観面が重要な争点である旨主張している。

しかしながら、弁護人は、貨物等省令3要件のうちの「ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの」についても、本件噴霧乾燥器が同要件ロに該当する

ことを立証するための検察官請求証拠を不同意としている。

すなわち、本件噴霧乾燥器のうち「RL-5」に関する検察官請求証拠については、甲6号証の「聴取及び資料入手結果報告書（平均粒子径について）」を、「別添資料1及び2の限度で同意」として、添付資料のデータ部分のみ同意して、同データの説明部分を同意していないし（したがって、甲6号証の訂正をする甲7号証を不同意）、「L-8 i」に関する検察官請求証拠については、甲42号証の「聴取及び資料入手結果報告書」を全部不同意としている。

その上で、弁護人は、被告会社の従業員[]の供述調書（甲58号証、立証趣旨を「L-8 i 型噴霧乾燥器ではアトマイザを交換して平均粒子径10マイクロメートル以下の粒子を製造することが可能であること等」とするもの）を全部不同意としている。

- (3) したがって、今後、本件噴霧乾燥器の客観的性能等に関する争点が、貨物等省令3要件のうちの「ハ」に関するもの以外にも拡大していく可能性は否定できない。

何よりも、弁護人は、予定主張記載書面を提出はしているが、同書面に記載されている証明予定事実を証明するために用いる証拠としては、本件噴霧乾燥器の客観的性能に関する証拠（貨物等省令3要件のうちの「ハ」に関するもののみ）の取調べを請求しているだけであり、未だ弁護人の立証手段等は明らかになっていないといわざるを得ない。

3 実効的な罪証隠滅の具体的可能性が認められること等

- (1) 被告会社の従業員[]の供述は重要証拠であり、同人は重要証人となること等

弁護人は、検察官が証人請求することとなる見込みの被告会社従業員[]の供述につき必要性・重要性等がない旨主張しているが、前述のとおり、弁護人が全部不同意とする甲58号証においては、[]は、「L-8 i」の貨物等省令口の要件該当性について述べているし、甲57号証において、[]が述べる、「平成28年7月にシステックからの質問に対し回答した経緯等」は、被告人らの故意を裏付ける重要な間接事実である。

すなわち、検察官は、[]の供述調書（甲57号証、甲58号証）について、立証趣旨を、それぞれ、①平成28年7月にシステックからの質問に対し回答した経緯（甲57号証）、②L-8 i 型噴霧乾燥器ではアトマイザを交換して平均粒子径10 μ m以下の粒子を製造することが可能であること等（甲58号証）としているところ、[]は、被告会社において、エンジニアリン

グ部カスタマーソリューショングループのグループ責を務めるものであり、また、平成28年7月にシステックからの噴霧乾燥器に関する質問に対して回答したものである。

そして、立証趣旨①については、システックに対する回答内容等は、回答者において本件噴霧乾燥器の要件該当性の認識の有無を推認させるものといえるところ、同回答を行った■は、同回答への共犯者島田の関与の程度等も述べており、同人の要件該当性に関する認識を立証するのに必要である。

また、立証趣旨②については、本件噴霧乾燥器の客観的性能（要件ロに関するもの）の立証に関するものであるが、更に、立証趣旨①及び②に共通するものとして、被告会社の従業員が、その有している本件噴霧乾燥器の客観的性能等に関する知識等を前提として、本件噴霧乾燥器の要件該当性に関して述べるところが、これらの者と同様がそれ以上の知識・経験を有する被告人らの要件該当性の認識の有無を推認させるものとして、被告人らの故意等を立証するのに必要となるものである。

なお、弁護人も■の証人請求を予定しているとしているが、かかる点からも、同人が本件において重要な知識・情報等を有するものとして重要証人となることは明らかである。

(2) 被告人らの要件該当性の認識及び共謀の成立について、捜査段階における被告人及び共犯者2名の供述は重要証拠であること等

弁護人は、保釈請求書において、本件で被告人らの共謀の有無は主たる争点ではないとし、さらに、そもそも被告人らは、被告会社の噴霧乾燥器のうち、本件噴霧乾燥器を含む、特別設計でない標準の噴霧乾燥器（定型機）に輸出許可が不要であるという認識の一致それ自体を争ってもいないなどと主張している。

しかしながら、被告人及び共犯者2名は、捜査段階（逮捕前）においては、概ね、本件噴霧乾燥器の要件該当性及びその認識を認め、輸出に当たっては経済産業大臣の許可が必要であることを認識しながら、協議の上、同許可を得ずに輸出する旨の会社方針を決定するなどしたことを認めていたものであり、捜査段階における被告人及び共犯者2名の供述は、被告人らの認識及び共謀の成立に関する重要証拠である。

そして、弁護人は、被告人及び共犯者2名の捜査段階における供述調書（乙号証）については、全て不同意としているのである。

(3) 実効的な罪証隠滅の具体的可能性が認められること等

前記(1)及び(2)に記載したとおり、被告会社の従業員■■■■の供述は重要証拠であり、同人は重要証人となるし、被告人らの要件該当性の認識及び共謀の成立について、捜査段階における被告人及び共犯者2名の供述は重要証拠である。

したがって、現在の被告人及び共犯者の供述態度や被告会社関係者の供述状況、さらには、前記2の(2)、(3)に記載したような公判前整理手続の進捗状況等に照らすと、被告人に保釈を許せば、自己の刑事責任を免れるため、共犯者や被告会社従業員ら関係者と口裏合わせを行い、被告人らに不利な供述を撤回させるのみならず、被告人らに有利な供述をするよう通謀し、虚偽事実を作出するなどの罪証隠滅工作に及ぶ危険性は極めて高い。

実際、乙32号証によれば、共犯者島田は、警察による任意の取調べを受けている期間の最中、被告人相嶋と本件当時の出来事等について話し合い、確認している状況が認められるのである。

弁護人は、保釈条件として、関係者との不接触、通話履歴及び電子メールの送受信履歴の報告等を挙げているものの、それらの条件をもってしても通謀を防ぐことができない。

したがって、被告人に、刑事訴訟法89条4号に該当する事由があることは明白である。

第3 刑事訴訟法90条による裁量保釈も認めるべきではないこと等

弁護人が裁量保釈を認めるべきと縷々主張する点については、勾留執行停止により対応すべきものであり、いずれも被告人に裁量保釈を認めるべき理由としないことは明らかである。

なお、被告人は、現在、令和3年6月7日午後3時まで、勾留執行停止中である。

そして、前述のとおり、本件事案の重大性や証拠関係、罪証隠滅の危険性が高いことからすれば、保釈条件及び相当高額の保釈保証金によっても、その危険を解消するのは困難であり、裁量保釈も認めるべきではない。

第4 結語

以上より、被告人については、保釈の必要性も相当性もないのに、これらがあるとして被告人の保釈を認めた裁判は全く不当であるから、その取り消しを求めるとともに、その決定までの間、当該裁判の執行停止を求める。

以 上